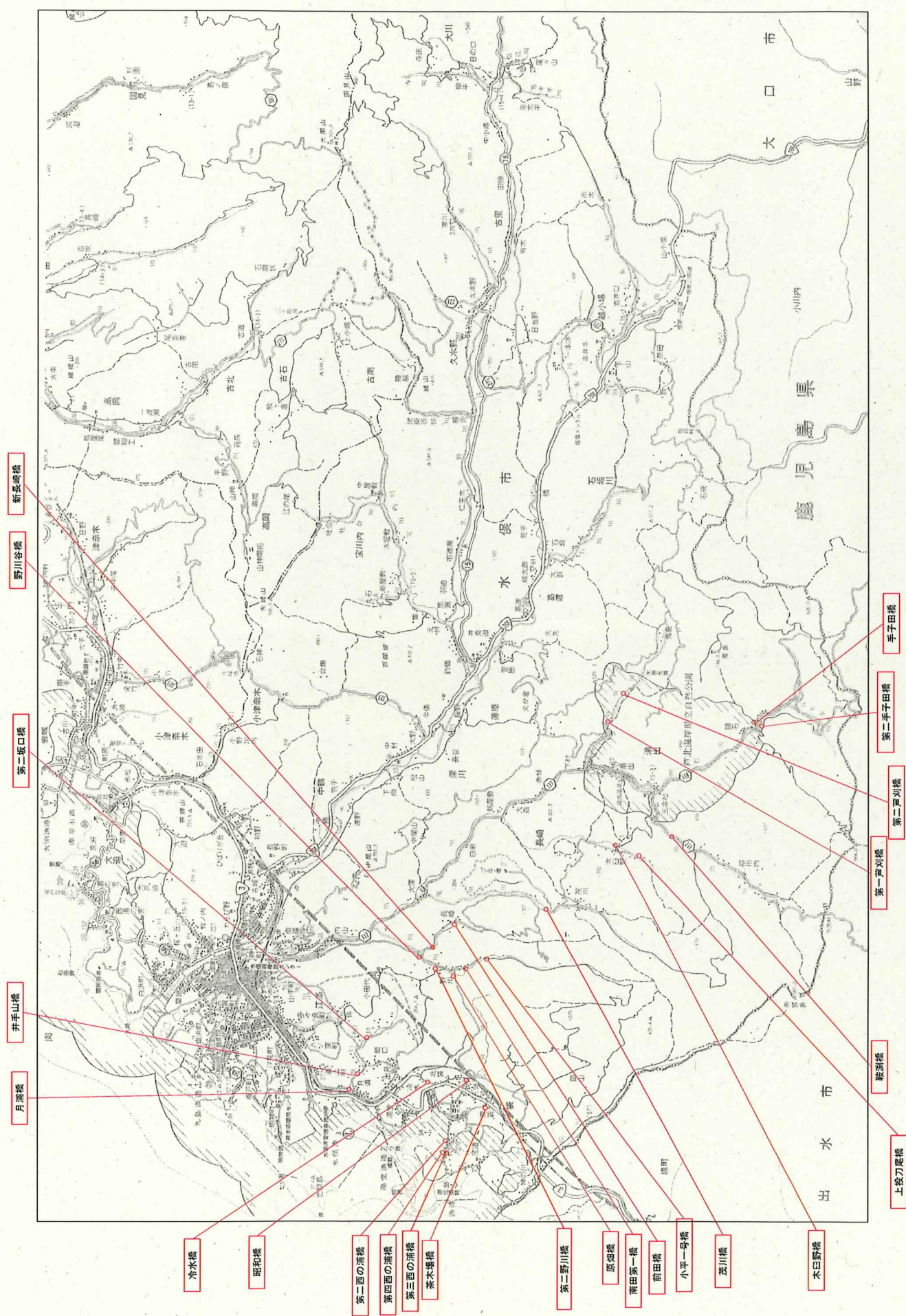


委託番号	土木第2-4号	課長	課長補佐	主幹	係長	参事	設計者
		長	佐	幹	長	事	者
委託箇所		水俣市 市内一円					
路線・河川名							
令和 5 年度 道路局所管補助事業 水俣市橋梁点検業務 水俣市 監督用 閲覧用							
工期	令和 年 月 日	着工期日	令和 年 月 日				
	令和 年 月 日	竣工期限	令和 年 月 日				
業務委託料	円						

< 概要 >	
本業務は、水俣市が管理する既設橋梁について、安全かつ円滑な交通を確保するために、橋梁点検を実施し、損傷状況を把握することにより、今後の維持管理に必要な基礎資料を作成することを目的とする。 また、橋梁の損傷状況を把握することにより、道路利用者及び第三者被害の危険性の有無を判定することを目的とする。	
業務概要	橋梁詳細点検
	N= 24橋
橋梁点検（橋長15m未満）	A= 990m2
橋梁診断および診断書作成（橋長15m未満）	N= 24橋
報告書作成（橋長15m未満）	A= 990m2

令和5年度



道路局所管補助事業 水俣市橋梁点検業務 特記仕様書

第1条 総則

1. 本特記仕様書は、「道路局所管補助事業 水俣市橋梁点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

委託番号： 令和5年度土木第2-4号

委託名： 道路局所管補助事業 水俣市橋梁点検業務

委託箇所： 水俣市 市内一円

対象橋梁： 別紙資料のとおり

2. 本業務は本特記仕様書によるほか、その他、一般的な事項等については以下によるものとする。

- 1) 設計業務等共通仕様書 (熊本県土木部 平成30年4月)
- 2) 熊本県土木工事共通仕様書 (熊本県土木部 平成31年4月)
- 3) 熊本県橋梁点検マニュアル(案) (熊本県土木部 令和3年3月)
- 4) 道路橋示方書・同解説 (社団法人 日本道路協会 平成29年11月)
- 5) 国土交通省橋梁定期点検要領 (国土交通省道路局 平成31年2月)
- 6) 熊本県橋梁詳細点検業務委託積算要領(案) (熊本県土木部 令和3年4月)
- 7) その他関連する資料

3. 本業務は、熊本県水俣市が管理する既設橋梁について、安全かつ円滑な交通を確保するために、橋梁点検を実施し、損傷状況を把握することにより今後の維持管理に必要な基礎資料を作成することを目的とする。また、道路利用者及び第三者の被害を防止する観点から、橋梁本体部材及び橋梁付属施設の損傷状況を把握するための点検を実施し、損傷等による落下及び倒壊・変形による道路利用者及び第三者被害の危険性の有無を判定することを目的とする。

第2条 履行期間

履行期間は、契約日から令和6年2月29日までとする。

第3条 業務対象橋梁

別紙、一覧表のとおり。

第4条 資格要件

管理技術者、照査技術者、担当技術者に関しては「設計業務等共通仕様書(熊本県)」に記載のとおりであるが、この他、次の資格要件を有すること。

- 1) 橋梁点検における点検員の要件について、「熊本県橋梁点検マニュアル」の8.点検体制で規定する橋梁診断員について、次の①の要件または、②及び③の要件を満たす者とする。

① 熊本県土木部が(財)熊本県建設技術センターで開催する「橋梁技術」(熊本県橋梁点検研修会)修了者。

② 土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む)において、次に示す学歴と実務経験を有する技術者であって、橋梁の設計(補修を含む)に従事した経験を有する者。

学歴： 大学卒、 短大・高専卒、 高校卒

実務経験：5年以上、 8年以上、 11年以上

③ (財)橋梁調査会(旧海洋架橋・橋梁調査会)の「橋梁点検技術研修会」修了者。

2) 橋梁診断員に必要な要件の確認

受注者は、橋梁診断員について求められる要件(橋梁点検技術研修会の修了証書の写し等)が確認できる書類を、着手前に監督員へ提出すること。

第5条 提供資料

本業務の遂行に際して、橋梁台帳などの資料 PDF データを提供する。

第6条 計画準備

関連資料の収集及び業務計画書の作成を行う。また、点検用ワークシートの出力、損傷図作図のための下図作成に要する準備作業を行う。

第7条 現地踏査

点検橋梁の現状把握、橋梁台帳及び設計図書との現地確認、路下状況及び点検方法の確認、道路利用者及び第三者の被害が想定される部材、施設等の確認、重要点検箇所等の確認と橋梁点検実施計画書の作成を行う。また、必要な保安施設等の資機材についても実施計画書に記載すること。現地踏査の結果、設計図書との数量の差異について、監督職員と事前に協議のうえ、変更契約の対象とする。

第8条 関係機関協議

本業務の遂行上必要となる関係機関(水俣警察署、水俣芦北広域行政事務組合 消防本部、水俣市環境クリーンセンター)との協議について、監督員と内容を検討したうえで協議資料の作成を行うこと。

なお、中間協議は1回以上行うものし、現地踏査後の協議で、橋梁点検方法の確認をする。

第9条 橋梁点検

熊本県橋梁点検マニュアル(案)により、近接目視点検(橋梁各部に触れる程度の距離まで接近して目視する点検)及び触診、打音検査にて実施する。点検内容は、点検準備、点検作業、移動作業、点検結果の記録、後片付けとする。

また、必要に応じて基本情報の記載事項を補完するための現地計測を行う。緯度経度は、すべての対象橋梁について現地計測、基本情報との照合を行い、値が異なっている場合は監督職員と協議のうえ、基本情報の修正を行う。

第10条 橋梁診断及び診断書作成

点検結果を受けて、熊本県橋梁点検マニュアル(案)に基づき診断書を作成する。内容は、点検結果の照査・確認、部材の健全性や主要な損傷に対する所見及び損傷に対する処方(今後の補修にあたっての対策工法検討や必要となる追加調査の提案を含む)の記録、発注者への報告とする。

第11条 報告書作成

報告書は国土交通省と熊本県の双方に提出するものを作成する。(参考1,2)内容は、点検結果のデータ入力、橋梁一般図の編集、損傷図の作成、各種帳票の印刷・まとめとする。またこれに加え、橋梁点検結果をホームページに公開するための報告書も作成するものとする。(参考3)

第12条 電子化に要する費用

電子化に要する費用は電子成果品作成費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの^{※1}で、特に監督員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を加算し、設計変更で対応する。

※1 「熊本県電子納品運用ガイドライン(案)」の「4-2 電子化が困難な資料の取扱い」を参照。

第13条 業務カルテの登録

1) 契約登録

受託者は、契約時において、契約金額が100万円以上の業務について、契約時は、契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に、契約登録を行わなければならない。

2) 変更登録

下記のいずれかに該当する変更の場合、受託者は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更登録を行わなければならない。

- ・契約金額の変更
- ・履行期間の変更

・技術者(管理技術者、主任技術者、担当技術者)の変更

3) 完了登録

完了時、受託者は、業務の完了(業務完了通知(報告)書の提出日)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了登録を行わなければならない。

4) 訂正手続き

登録した業務カルテの内容に誤りがあった場合、受託者は、適宜、訂正手続きを行わなければならない。

5) 登録書(業務カルテ受領書)の提出

(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が受託者に届いた際には、その写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

6) 登録費用

登録費用については、諸経費の率計上分に含まれるものとする。

第14条 成果品の提出

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ① 報告書(A4版製本)1部
- ② その他資料一式
- ③ 電子納品(CD・DVD)2部(正・副)

橋梁点検

- ・ 点検結果のPDFデータ
- ・ 点検時の損傷写真データ・jpeg(各300kb程度)

別途、CD等で提出すること。

また、国土交通省と熊本県の双方に提出する形式で作成した報告書(参考1,2)、市がホームページに公開する報告書(参考3)も成果品とし提出するものとする。成果品の帰属は発注者にあるものとする。電子納品にはチェックソフトによるエラーチェック結果も合わせて提出すること。

第15条 その他

- 1) 点検橋梁数、橋梁面積等の数量の差異について、監督職員と事前協議のうえ、変更契約の対象とする。
- 2) 現地踏査後、点検方法等について変更が生じる場合、監督職員と事前協議のうえ、変更契約の対象とする。
- 3) 本業務では、橋梁点検業務の効率化・コスト削減等を目的として新技術の活用を検討する。受注者において、選定した新技術の特性および使用を勘案し、選定理由と活用範囲、活用目的等を「点検支援技術使用計画」に明示したうえで、監督者へ協議すること。また、受注者は、「点検支援技術使用計画」に基づき、点検支

援新技術を活用した結果を報告すること。

委 託 料 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁定期 点検					式	1			
	橋梁詳細点検				式	1			
		計画準備			橋	24			第1号単価表
		橋梁点検		橋長15m未満	m2	990			第2号単価表
		橋梁診断および診 断書作成		橋長15m未満	橋	24			第3号単価表
		報告書作成		橋長15m未満	m2	990			第4号単価表
		協議打合せ			業務	1			第1号明細表
		直 接 費			式	1			
			直接人件費		式	1			
		直接経費			式	1			

水俣市

委 託 料 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			旅費交通費		式	1			第2号明細表
			電子成果品作成費		式	1			第3号明細表
			電算使用料及び機 械器具損料		式	1			第4号明細表
	その他原価				式	1			
	業務原価				式	1			
	一般管理費等				式	1			
	業務価格				式	1			
		消費税等相当額			式	1			
	業務委託料				式	1			

水俣市

協議打合せ 1業務当たり明細表							
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
業務着手時		回	1				第5号単価表
中間打合せ		回	1				第6号単価表
成果品納入時		回	1				第7号単価表
合 計		業務	1				

水俣市

旅費交通費 1式当たり明細表							
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ライトバン運転		日					第8号単価表
合 計		式	1				

水俣市

第3号 A80000 A01 橋梁点検車 1式当たり明細表							
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁点検車		台	3				第9号単価表
合 計		式	1				

水俣市

第4号 A63000 A01 安全費 1式当たり明細表							
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
交通誘導警備員B		人・日	14				
合 計		式	1				

水俣市

業務着手時1回当たり単価表

[illegible]

中間打合せ1回当たり単価表

[illegible]

成果品納入時 1 回当たり単価表

[illegible]

ライトバン運転1日当たり単価表

[illegible]

橋梁点検車 1台当たり単価表

[illegible]

水俣市

交通誘導警備員B 1人・日当たり単価表

[illegible]

水俣市

[illegible][illegible]